



4月10日(金)、町長室において併任徴収(県税務課徴収対策班12人)の辞令交付式が行われました。

滞納整理を強化しています

問税務課 収納対策室 ☎ 52-5804

税金は、納税者のみなさんが定められた期間内に自ら納めていただくものです。定められた納期限までに納付がない場合は「滞納」となり、督促後も未納の場合は、法に基づき滞納処分を行うことになります。

町では重要な自主財源である町税を確保するため、また、納めていただいた人との税負担の公平性を保つためにも、納税に誠意が見られない人に対し、財産を差押えるなどの滞納処分を行っています。さらに、納税意識の改善が見られない人に対しては、自動車などの差押えや家宅捜索を行い、差押えた動産などをインターネット公売により滞納税へ充てるなど厳しい処分を実施しています。

本年度も山口県税務課職員とともに町税などを徴収する併任徴収制度を活用し、町内外の滞納者に対してさらに厳しい取り組みを実施していきます。

●税金を滞納すると・・・

督促

納期限までに納付されない場合、原則として20日以内に督促状を送付します。

※督促手数料として100円が加算されます。

※納期からの日数により延滞金が加算されます。

催告

督促しても納税されない場合、文書催告・電話催告・自宅訪問を行います。

財産調査

官公署、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。

滞納処分【差押え】

財産調査で把握した滞納者の財産(不動産・給与・預貯金・生命保険など)を差押えます。

平成26年度 滞納処分等実施状況(町実績)	
文書催告	907件
預貯金・給与などの調査	2,731件(281人)
生命保険などの調査	4,675件(238人)
官公署などの調査	166件
捜索	1件
差押え	51件
換価・充当	134件
インターネット公売	2回

※町内外の滞納者を対象としています。

警告

納税に誠意が見られない場合、自動車などを差押え、タイヤのロックを行う場合があります。



放置しないで
税務課へ
相談を!

～納税相談窓口をご利用ください～

休日昼間、平日夜間に町税などの納税(相談)窓口を開設しています。5月、6月の納税(相談)窓口については、23ページをご参照ください。

町税などの納付は… 便利で確実な口座振替で。

◇申込方法

各金融機関窓口で申し込んでください。

※町内金融機関には申込用紙が備えてあります。

◇必要なもの

通帳・通帳使用の印鑑

◇取扱金融機関

南すおう農業協同組合・山口銀行・西京銀行

東山口信用金庫・ゆうちょ銀行(郵便局)・北九州銀行

◇申し込みをした月の翌々月から振替開始となります。